

事務連絡
令和6年（2024年）9月10日

各（総合）振興局産業振興部 調整課長 様
整備課長 様
農村振興課長 様
耕地出張所長 様
上川総合振興局整備課中部整備室長 様

農政部農村振興局事業調整課主幹（事業契約）
課長補佐（技術指導）

災害復旧調査等に伴う受託者の請求による委託期間の延長について（通知）

豪雨災害等による災害復旧調査等のため委託期間内に業務を完了することができない場合については、業務請負契約書第21条の規定の趣旨に則り「受託者の請求による委託期間の延長について（平成28年8月31日付け事務連絡）」の取扱いを参考にしながら、受託者から委託期間の延長請求があった場合は、受託者の責めに帰すことが出来ない理由であるとして差し支えありませんので、柔軟な対応をお願いします。

その際、受注額に変更が生じる場合には、通常の設計変更において、受注額の変更と併せて業務期間の変更を行うこととなりますので留意願います。

なお、対応に当たっては、受託者の意向を踏まえながら、次年度の執行等に支障が生じないよう、受発注者で協議の上、適正な対応をお願いします。

（主査（事業契約） 黒部 27-168）
（技術指導係長 福島 27-181）

事務連絡
令和 6 年 (2024年) 9 月 10 日

農村設計課課長補佐 (農村企画) 様
農業施設管理課課長補佐 (事業制度) 様
農村計画課課長補佐 (計画調整) 様
農地整備課課長補佐 (農地整備) 様
農村整備課課長補佐 (農村整備) 様

事業調整課主幹 (事業契約)
課長補佐 (技術指導)

豪雨災害等に伴う受託者の請求による委託期間の延長について (通知)
のことについて、別添のとおり各 (総合) 振興局産業振興部調整課長、整備課長、
農村振興課長、耕地出張所長及び上川総合振興局整備課中部整備室長あて通知したので、
お知らせします。

(主査 (事業契約) 黒部 27-168)
(技術指導係長 福島 27-181)